

周南市実費弁償条例

〔平成15年4月21日
条例第40号〕

改正 平成19年3月27日条例第2号 平成28年7月15日条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条及びその他法令の規定により出頭又は参加した者の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実費弁償の対象者)

第2条 次の各号に掲げる者が当該各号の定めるところにより出頭し、又は参加したときは、この条例の定めるところにより実費を弁償する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の3第3項の規定により選挙管理委員会が出頭を求めた関係人
- (2) 法第100条第1項の規定により議会が出頭を求めた選挙人その他の関係人
- (3) 法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の公聴会に参加した者又は議会の求めに応じて出頭した者
- (4) 法第199条第8項の規定により監査委員が出頭を求めた関係人
- (5) 法第251条の2第9項の規定により自治紛争処理委員が調停案作成のため、出頭及び陳述を求めた当事者及び関係人
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第6項の規定により公平委員会が喚問した証人
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により選挙管理委員会の招請により出頭した選挙人その他の関係人
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第7項の規定により固定資産評価審査委員会の招請により出頭した関係人
- (9) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第1項の規定により農業委員会が出頭を求めた関係人
- (10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条の規定により文化財の調査に従事した者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により市長その他の執行機関又はこれらの付属機関等の求めに応じて出頭又は出席した者

(実費弁償の額)

第3条 前条の実費弁償は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その支給額は別表のとおりとする。

- 2 前項の実費弁償の支給の方法については、周南市旅費条例（平成15年周南市条例第48号）を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、徳山市実費弁償条例（昭和28年徳山市条例第53号）、新南陽市議会等の調査及び公聴会に出頭する者の実費弁償に関する条例（昭和28年新南陽市条例第23号）、熊毛町議会等に出頭又は参加した者の実費弁償に関する条例（平成3年熊毛町条例第38号）又は実費弁償に関する条例（昭和30年鹿野町条例第11号）の例による。

附 則（平成19年3月27日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

航空賃、鉄道賃、船賃、車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
周南市旅費条例別表第1区分欄3号の適用を受け る職員の旅費の支給の例により算出した額	2,600円	13,100円